

出資法及び貸金業規制法の改正を求める件

個人の破産申立件数は、年間約 20 万件の高水準で推移しております。リストラや倒産による失業や収入減等のため、消費者金融等で多額の債務を負い、返済不能に陥った多重債務者や中小零細事業者が破産者の中心であり、自殺、犯罪等の深刻な社会問題を引き起こしております。

現在、公定歩合が年 0.1%、銀行の貸出金利が年 2%以下という超低金利状況であるにもかかわらず、出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）では上限金利を 29.2%としていることから、利息制限法の制限金利 15～20%を上回り、出資法の刑事罰の対象とならない 29.2%までのグレーゾーンで多くの貸金業者が貸付けを行っております。こうした異常な高金利による貸付けが、破産者や多重債務者を生み出す最も大きな要因となっております。

また、貸金業規制法（貸金業の規制等に関する法律）のみなし弁済規定は、一定の要件を満たした場合には利息制限法の制限金利を超える利息の支払についても債務の弁済とみなすものでありますが、実態として貸金業者の高金利での貸付けを助長しております。

さらに、出資法の特例規定により、年 54.75%という高金利を適用することが許されている日賦貸金業者については、悪質な貸付け・取立ての温床となり、その被害が発生しているところであります。また、同様の特例が認められている電話担保金融についても、実質的には電話加入権の財産的価値が失われており、特例の必要性はなくなっております。

よって、国会及び政府におかれては、出資法における上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げるとともに、貸金業規制法のみなし弁済規定及び出資法における日賦貸金業者や電話担保金融に対する特例を廃止されるよう、強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 18 年 3 月 17 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

財務大臣

金融担当大臣

様

仙台市議会議長

柳 橋 邦 彦